

われ、養護教導（昭和22年学校教育法で養護教諭と改称）は、昭和21年2,360名、22年4,308名、23年5,547名、24年6,104名になった。

教育基本法・学校教育法の制定と養護教諭
昭和22年3月、教育基本法、学校教育法が制定公布された。教育基本法において教育の目的を「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、眞理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神にみちた心身ともに健康な国民の育成を期して行なわなければならない」と心身ともに健康な国民の育成を目指している。

そして学校教育法第28条、40条において、「小学校、中学校には、養護教諭をおかなければならぬい。養護教諭は児童生徒の養護をつかさどる」と養護訓導から養護教諭という名称になった。しかし、養護教諭の必置制も養護教諭免許所有者の不足と養成も短期間には間にあわないことなどの理由から、学校教育法第103条で、「当分の間、養護教諭は、これを置かないとができる」とされており第103条の撤廃を望む声は大きい。

教育職員免許法の制定

昭和24年5月に「教育職員免許法」が制定され、今後教員は大学または養成所を卒業することによって免許状を与えることになった。しかし新制度による有資格者が出来るまでには、まだかなりの日時があり、旧制度資格取得見込の者もかなり残っていたので、養護教諭の制度をもうけ、講習会を開催して養護教諭を誕生させた。この講習会の基礎資格は看護婦免許所有者であった。

教育職員免許法

一般

(イ) 保健助産婦看護婦法による甲種看護婦十養成所1年
(ロ) 保健助産婦看護婦法による保健婦二級
(イ) 保健助産婦看護婦法による乙種看護婦十養成所6ヶ月
(ロ) 保健助産婦看護婦法の保健婦(知事免許)
これらすべて看護婦を基礎資格としているが、これは当時日本を占領していた連合国軍の指

導によったもので、アメリカのスクールナースを想定していた事と思われる。

免許法改正による制度

講和条約が締結され、占領政策是正の意図もあり、昭和27年教育職員免許法が改正された。

1級免許

(イ) 学士の称号（4年制大学卒）

(ロ) 保健婦+養成所半年

(ハ) 看護婦+養成所1年

2級免許

(イ) 養護教諭養成所2年

(ロ) 保健婦

(ハ) 保健婦(知事免許)

(ニ) 婦看護婦+養成所半年

免許法に規定する養護に関する専門科目は衛生学（公衆衛生学、救急処置及び看護法を含む）、食品学、栄養学、予防医学、学校保健、養護教諭の職務、解剖生理、細菌学、免疫学、薬理概論、精神衛生、個人衛生、看護学である。

養護教諭の養成

免許法の改訂によって、それまで養護教諭の養成はすべて看護婦の養成機関に依存していたのであるが、免許法の改訂によって必ずしも看護婦の資格を必要としなくてもよいことになったので、大学、短大、2年制の養成所が設けられた。ただし、当時大学課程では養護教諭養成を直接の目的としたものではなく、関連課程においては必要な単位数を履修することにより養護教諭の免許を取得了したので卒業しても養護教諭になる者は少なかつた。

国立養成機関

養護教諭養成を直接の目的とした国の養成機関は、昭和37年から1年課程が開始された。これは看護婦免許状所有を基礎資格とし、1級の免許を与えたもので、山形、茨城、金沢、愛知、神戸、岡山、徳島、熊本の各大学で開始された。

また、高等学校卒業を基礎資格とする3年制の養護教諭養成課程が昭和40年から、北海道教育、弘前、茨城、千葉、愛知教育、大阪教育、岡山、徳島、熊本の各大学で始った。そして昭和50年には、この3年制の養護教諭養成所から4年制大学

表1 養護教諭の配置状況

S 51. 5. 1

	小・中・高等学校			中学校			高等学校					
	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立
学校総数	24,716	71	24,485	160	10,719	76	10,092	551	4,978	17	3,734	1,227
養護教諭数	16,055	70	15,924	61	6,955	74	6,796	85	4,165	2	3,570	593
配置率	64.9	98.6	65.0	38.1	64.9	97.4	68.8	15.1	83.7	11.8	105.3	48.5

盲・聾・養護学校

	盲学校			聾学校			養護学校					
	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立
学校総数	77	1	74	2	107	1	105	1	419	33	375	11
養護教諭数	75	1	74	0	115	1	114	0	417	34	382	1
配置率	97.4	100.0	100.0	0	107.4	100.0	108.6	0	99.5	103.0	101.9	9.1

養教數 計 27,782

文部省学校基本通報（昭和51年度）による
小学校、中学校の学校総数は分校を含む。
高等学校の学校総数および養護教諭は定時制を含む。
養護教諭数の（）は養護助教諭の内数である。

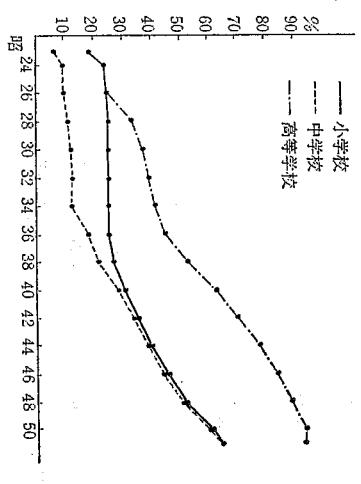


図1 養護教諭配置率の推移（公立）

は、昭和37年から1年課程が開始された。これは看護婦免許状所有を基礎資格とし、1級の免許を与えたもので、山形、茨城、金沢、愛知、神戸、岡山、徳島、熊本の各大学で開始された。

また、高等学校卒業を基礎資格とする3年制の養護教諭養成課程が昭和40年から、北海道教育、弘前、茨城、千葉、愛知教育、大阪教育、岡山、徳島、熊本の各大学で始った。そして昭和50年には、この3年制の養護教諭養成所から4年制大学

が、昭和37年から1年課程が開始された。これは看護婦免許状所有を基礎資格とし、1級の免許を与えたもので、山形、茨城、金沢、愛知、神戸、岡山、徳島、熊本の各大学で開始された。

また、高等学校卒業を基礎資格とする3年制の養護教諭養成課程が昭和40年から、北海道教育、弘前、茨城、千葉、愛知教育、大阪教育、岡山、徳島、熊本の各大学で始った。そして昭和50年には、この3年制の養護教諭養成所から4年制大学

が、昭和37年から1年課程が開始された。これは看護婦免許状所有を基礎資格とし、1級の免許を与えたもので、山形、茨城、金沢、愛知、神戸、岡山、徳島、熊本の各大学で開始された。

また、高等学校卒業を基礎資格とする3年制の養護教諭養成課程が昭和40年から、北海道教育、弘前、茨城、千葉、愛知教育、大阪教育、岡山、徳島、熊本の各大学で始った。そして昭和50年には、この3年制の養護教諭養成所から4年制大学

養護教諭の今後の課題

養護教諭について昭和47年12月の保健体育審議会の答申では、次のように述べている。「養護教諭は、専門的立場からすべての児童生徒の健康および環境衛生の実態を的確に把握して、疾病や情緒障害、体力、栄養に関する問題等心身の健康に問題をもつ児童の個別指導にあたり、また、健康な児童生徒についても健康の増進に関する指導にあたるのみならず、一般教員の行なう日常の教育活動にも積極的に協力する役割を持つものである」学校看護婦の出発した頃は、トラホーム洗眼

が主な仕事であったが、その後疾病の看護だけでなく、発育期にある児童生徒の健康管理と保健指導をも担当するようになつた。そして学校という教育の場において、当然のことながら教員としての資質も要求されているのである。

参考文献

文部省編集：学校保健百年史。
文部省編集：児童生徒等の健康の保持増進に関する施策について。
(筆者：文部省体育局学校保健課)

茶の間の保健学

「心身のアンバランス」

青春期に身体が急速に成長し、思慮発達がこれ

に伴わないことがある。表題の語の意味は、これを指して言うのである。そして、もっと具体的に言えば身体は成人になったのに心は社会人として、または成人に期待される、教養が身についていない場合をいいうのである。このことを、身体と心の不均衡という言葉と片づけてしまはば如何かと思うが、ここで筆者はこのことに深入りするつもりはない。言いたいのはアンバランス(unbalance)という名詞は英語にないといいうことである。balanceなら名詞も動詞もある。動詞のbalanceは「釣合う」で、unbalanceは「釣合を崩す」過去分詞にして unbalancedは「釣合が破れた」という形容である。日本で総理大臣までが、名詞としてアンバランスを口にし、世間にそれが流布したのを、筆者は不必要に英語を使ったものとして苦々しく思う。正しい英語は imbalanceであるが、それを使えと言うのではない。日本語の「不釣合、不均衡」をなぜ自分たちの言葉として尊重しないかと言いたいのである。

今朝も NHK のアナウンサーが「助言」です

む所に「アドバイス」と言った。必要な外来語を導入し、同音意義の多い漢語を減らすのはよいが、外国语崇拜は卑下が過ぎる。外国语の導入がいわゆる植民地化した外国语を作るだけなら物笑いである。

近ごろ医学用語に英語の単語が大分取り入れられている。それはよいが、日本人として日本語の将来を主体的に考えよと言いたい。

すでに外来語として学術用語に地歩を占めている、やさしい単語はそのままよからう。例えはコンピューター、トランジスター、ドイツ系の単語やアメリカ系、フランス系の単語が歩行者天国みたいに混雜するのは決してよいことではない。

ある医学雑誌で動脈「カシーテー」という片カナを見たが、これは植民地化英語の例になる。英語はカシーターではなく、キャセター(第1母音に強勢があり、第2、第3母音は弱いアイマイ母音)であるが、これは現行の日本医学用語辞典にある通り、在來の外来語を残して「カテーテル」とするのが綱當であろう。

瘻、瘻管は英語では fistula (ファイステュラ、第1母音に強勢、第3母音のaはアイマイ母音)であるが、フィステュラなどという植民地化英語にしないで、やはり「ファイステル」がよいと思う。(福)